

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		新座市障がい者福祉センターの利用（変更）許可
根拠法令及び条項		新座市障がい者福祉センター条例第9条第1項 (利用の許可) 第9条 センターを利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課障がい者福祉センター
審 査 基 準	関係条項	新座市障がい者福祉センター条例第9条第2項 (利用の許可) 第9条 略 2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。
	基準 (未設定の場合はその理由)	条例第9条第2項各号に該当する場合を例示すると、次のとおりとなる。 (1) 障がい者の各種相談、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションの供与を阻害するおそれのある利用をしようとするとき。 (2) 定員を超える利用のとき。 (3) 当該利用により建物や附帯設備等をき損又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (4) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をする場合であって、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 (5) 過去において施設管理上の指示に従わなかった等施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 (6) 主として飲食若しくはこれに類似することを目的として使用すると認められるとき。 (7) 個人及び家族の個人的若しくはこれに類似することを目的として使用すると認められるとき。 (8) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類似することを目的として使用するとき。 (9) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (10) その他上記(1)から(9)に準ずると認められるとき。
	参考事項	管理上必要があると認められるときは、利用許可に必要な条件を付け、又は必要の都度利用に関する指示をすることができる。(第9条第3項)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
期 標 準 処 理	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)